

第五回國會 衆議院 内閣委員會議錄 第四号

昭和二十四年三月二十八日
吉米地義三君が理事に当選した。

昭和二十四年三月二十九日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

齋藤 隆夫君

委員長 齋藤 隆夫君

理事小川原政信君 理事根本龍太郎君

理事新野 寛索君 理事吉田吉太郎君

理事木村 榮君

青木 正君

尾関 義一君

田中 萬逸君

小林 信一君

出席政府委員

行政管理局次長

總理廳事務官

通信政務次官

法合審議會主

查通信事務官

委員外の出席者

通信次官

専門員

鈴木 恭一君

亀井川 浩君

三月二十八日

資料調整事務所存置の陳情書外六十

八件(三重縣阿山郡柄田村上反田川

瀬製繩工場川瀬朗外七十五名)第一

六号)

中央出先機關閉止の陳情書(全國都

道府縣議會議長代表東京都議會議

長石原水明)(第三一号)

商工局出張所存置の陳情書外三十三

件(鳥取縣米子市西倉吉町廣田仁三

郎外三十三名)(第三四号)

中央出先機關閉止の陳情書(福岡縣

知事杉本勝次)(第四七号)

宗教官廳存置の陳情書外一件(香川
縣神社廳長土屋徳太外七名)(第五〇
号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

國家行政組織法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三号)

郵政省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四号)

電氣通信省設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五号)

齋藤委員長 これから會議を開きま

す。

本日は昨日に引続きまして、國家行

政組織法の一部を改正する法律案、郵

政省設置法の一部を改正する法律案、

電氣通信省設置法の一部を改正する法

律案、これを一括して議題として質疑

を行うことにいたします。

○木村(榮)委員 一点だけ通信省の方

にお尋ねしたいのですが、この間本多

國務大臣に私が質問いたしました場合に、

はつきりしない点があつたのです。今

度の予算折衝にあつて、各省から出

されます予算の要求書であります。が、

それをおやりになる場合に、通信省は

特別会計になつていますけれども、大

体この二つに分離されますことを元と

したものができていますのですか。それ

とも現在の通信省機構そのまゝのもの

を元としたのか。この点に対して本多

國務大臣のお話では、その点がまだ政

府の方では、ごたくししているのでは

つきりしていませんので、それは先に

つて補正予算といふかつかうで解決づ

ける方法があるということだつたので

す。それはどちらでもいいでしょう

が、今のところ今度の二十四年度予算

を考えられる場合に、どつちをおもに

元にしてあるかといふことだけをお尋

ねしておきたい。

○鈴木(恭)説明員 お答えいたしま

す。來年度の予算につきましては、今

日まで二つの組織にかつておりました

ので、通信事業特別会計一本の形で

予算が組まれております。しかしその

内容につきましては、郵政の仕事と電

氣通信の仕事と、分離するような内容

をはつきりさせまして、予算が組みま

れるのであります。

○木村(榮)委員 そういたしますと、

この間本多國務大臣が言われましたよ

うに、大体そのときに定員法ができ

て、いよ／＼六月なら六月になつた場

合には、ある場合においては補正しな

ければならないこともあるということ

は認めていいわけでしょうか。

○鈴木(恭)説明員 両省がかりに分離

いたすといふと、通信事業特

別会計は、郵政事業特別会計と、電氣

通信事業特別会計の二つにわけること

が便宜と考へて、いよ／＼準備はいた

しておきます。その際に、予算的に補

正予算といふふうな形に相なりますか

どうかにつきましては、私予算の技術

的な面ははつきりいたしておきませ

るので、その点はお答えしにくいと思

います。が、實際の面にしまして、か

りに通信事業特別会計でありまして

も、二つの省として分割することは、

予算といたしましては可能ではないか

と思つております。従いまして二つの

特別会計ができました。——私會計

法規をよく存じませんが、補正予算は

予算の内容の変化があります場合には

考えられるのであります。二つに

わかれることにつきましては、別にそ

ういうことも必要ではないのではな

い、かように考へております。

○木村(榮)委員 いやその点が、本多

國務大臣の言われたことと違ふ。政府

委員はなか／＼頭がいいので、うまい

ことを言われますが、問題はこうなん

です。具体的に言いますと、大体二割

の首切りをやることを前提条件として

おる。しかしながら失業対策なんかの

方は、労働省の方で扱うのだから關係

がない。しかしまだその点具体的に

ことをだけ——かりに一級官を何割

切る、二級官を何割切るということは、

きまつていないのですから、やはり二

割切つた場合には、今のままの機構で

予算が組んであると、現実の問題とし

て人件費が相当出て來ると思つので

す。そうすると、その場合は簡単に言

いますと余つてしまうことになる。そ

ういつた場合の調整としては、本多國

務大臣が言われました補正をするとい

つた意味合いで、二割切るか三割切る

か、そういうことが具体的にきまつて

いるわけじゃない。目標はそういうふ

うなことになつていないけれども、まだ

具体的にはきまつていないのであつ

て、この法案を延ばすのも、いわゆる

そういうことを調整して行くための

期間がないから延ばすのであつて、従

つてそういう意味合ひにおいては現在

の予算というものは、首切りなんかを

やつたそのまゝの予算でないとい

う話になつたのです。簡単に言います

と、二割切つてそれだけ人件費が浮

て來るのを、ちやんと計算して予算を

組んであるのじゃない。今のこの予算

は大體昔の——昔といふとおかしいけ

れども、現状のままのことを元として

予算が組んであるようなお話だつた。

本多國務大臣のお話はそのように理解

していいと思つたのですが、その点をお

聞きしておかないと、政府委員の言わ

れましたことと、大臣の言われました

ことと食い違つたのは困る。

○鈴木(恭)説明員 ただいまのお話を

伺いますと、これは郵政省と電氣通信

省にわかれるという問題ではなくて、

現在私どもがいろいろ折衝してござ

います。來年度の予算につきましては、人件

費の節約その他全部盛り込んでござ

います。各省とも予算の面では、相当人件費

の削減されたものが載つていてござ

います。それが今回の行政整理の

問題に一致するかどうか、その点は私

今ここで申し上げかねるのでござ

います。そういう予算は各省とも全部組

んでおるはずでございます。従つて通

信省が両省にわかれる場合におきま

して、それがこの問題として起ることは

ないと考へております。

○木村(榮)委員 そうしますと、二つ

第一類第一号 内閣委員會議錄 第四号 昭和二十四年三月二十九日

にわかれると、本来の通信省はなくなると。実際問題としてそうでしょう。それも残るのですか。通信省が残つて、その上また二つできるのではないでしょう。通信省がなくなつて二つになるわけでしょう。そうでしょう。

○鈴木(恭)説明員 そうです。

○木村(榮)委員 そういたしますと、結局二つになる。これは別個のものになるわけでありまして、今のような定員でやるとか、あるいは殖えぬとか、殖えぬとかいう問題は、個々の二つの省によつて検討しなければ、今のようにならぬ。それ〴〵の所管においてやるわけになるから、殖えぬのか減るのか、やつてみなければわからぬと思つて定員の問題をこれからおやりになるのでしよう。それがまだ準備ができていないから延ばす。こういうわけなのでしよう。

○鈴木(恭)説明員 それでは私がお答えするのは適當でないかと存じます。が、國家行政組織法関係では各省の機構がある程度変更を免れないと存するのでございます。従つて國家行政組織法を根拠としております郵政省、電氣通信省の設置法もまたそれに従つて延期せざるを得ないというのが、この法案の延期の趣旨でございます。

○木村(榮)委員 それはそうなんです。ところが御説明なさる場合に、そういうことじやなくて、行政整理をやるために延ばさなければならぬという御説明が大体あつたわけなんです。そこで、その点はどうも私の誤解かも知れぬが、そういうことじやなくて、私の言うのは國家行政組織法を延ばす

昭和二十四年四月十二日印刷

昭和二十四年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

のだから、従つてこの行政組織法を延ばせば、当然各省設置法も延ばさなければならぬ。いわばこれは事務的なものですね。そういうわけで、今日の延期の理由は了解しておいていいのじやないかと思つて、そういう意味合いならばあえて不賛成する人はないだらう。賛成しておこうという私たちの腹なんで、そこでその点をはつきりしておかぬと、首切りをこの間において大いに研究をしておいて、うんと切つてやるというために、首切りを強化するためには延ばすのだと理解すると困るわけなんです。それはさうじやないというのを認めておいていただけばそれでいいわけなんです。

○鈴木(恭)説明員 特に首切りを強化するために延ばすのでは決してございせん。

○齋藤委員長 他に質疑はありませんか。
〔なしと呼ぶ者あり〕
○齋藤委員長 質疑がありませんけれども、これで質疑は終了したものとみなしまして、これから討論に入ります。小川原政信君。

○小川原政信君 民自党を代表して一言申し上げたいと思つて、政府の提案にかかりました國家行政組織法並びに郵政省設置法及び電氣通信省設置法の一部を改正する法律案に対して、慎重審議の結果、適法なりと信じましたために、政府提案の原案に賛成いたす次第であります。

○齋藤委員長 次は木村榮君。
○木村(榮)委員 討論というほどじやございませんが、ただ前提といたしまして共産党としてはこれに賛成いたしません。しかしながら特に私のお願いし

たいのは、委員長報告の中に報告していただきたいと思つて、と申しますのは、さつき申し上げました理由がきわめてつまんな、労働階級の犠牲に對する目的の延期するののみは強行することを入れてもらう。いま一つはそのことを入れてもらう。いま一つは特に電氣通信省といたしまして、この前にも大きく問題になつたわけでありまして、日本の現在の状況から申しますと、不合理な点がある。特に通信省が今までどうか、こうにか赤字だ、赤字だやつて來ましたのは、私の調査いたしました電氣通信の範囲内では、比較的赤字になる計算になる。郵政関係はほとんど赤字の発祥地になつてゐるわけなんです。これが分離いたしますと、今度は郵政省の方はほとんど赤字のみである。電氣通信の方はどうなるかわからぬが、今までの経験から言つて比較的黑字になる。そういうことになつて來ると、國民にとつて一番大きな問題になる。これは両方とも非常に重大な問題にある省でございまして、郵政省の方は赤字ばかりで、ここでまたどん／＼はがきの値上だとか、手紙の値上だとかいふたふうなことがかえられて行きます危険が、非常に多いわけでありまして、そういうことを勘案いたしまして、特に延期いたしません延期期間内において、從來の不備な点をひとつ徹底的にお互いに調査いたしました。ただ單なる機械的な延期じやなくて、悪い点は改めるといふことを條件とした。そのことは國家行政組織法にいたしましたもたゞさんでございます。特に國家行政組織法の中の地方自治関係の問題は非常に問

題があるわけでありまして、これはこの國家行政組織法をこしらへるときにこの点で相当もめまして、この点では当時の野党であつた民主自由党の委員の方々も私たちと一緒の意見であつて、相当ここで改正を主張したわけなんです。最近の原案よりもある点では改正になつております。しかしその点では十分であつて、当時の民主自由の方々や、私たちが当時の野党側が連合して出した修正案は、全面的には認められておりません。

そこで今度は民主自由党の政府ができたわけでございますから、その当時の私たちが出した修正案もまだあるはずなんです。そういうこともひとつ御勘案くださつて、そういうふうな悪い点は修正するというのを、この延期期間にお互いに研究いたしまして、そういうふうな持つて行きたいというのを條件として賛成いたしたい。このことを特に委員長さんの報告のときに、私の言つたこと全部でなくともむろんよいのですが、そういう意味のことをひとつ簡単に御報告願いたいと思つて、以上簡単に申し上げた次第であります。

○齋藤委員長 次は小林君。
○小林(信)委員 延期することを至當と考へまして賛成いたします。

○齋藤委員長 ほかの委員の方はおられぬようですから、討論はこれで終結したことにいたします。

採決に入ります。國家行政組織法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、この三案を一括して議題に供します。右各

案に御賛成の方の御起立を願います。
〔総員起立〕
○齋藤委員長 起立総員であります。原案通りに決定いたしました。なお右三案に對する議長に提出いたします委員会の報告書の作成につきましては、委員長にお任せを願います。本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時十八分散会
〔参照〕
國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

案に御賛成の方の御起立を願います。
〔総員起立〕
○齋藤委員長 起立総員であります。原案通りに決定いたしました。なお右三案に對する議長に提出いたします委員会の報告書の作成につきましては、委員長にお任せを願います。本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。